

奈良県多文化共生施策推進懇話会傍聴要領

奈良県国際課

1 傍聴する場合の手続き

(1) 懇話会の傍聴を希望する者は、原則懇話会の前日までに、国際課 HP 掲載の申し込みフォームにより申し込むものとする。

必要事項 : 氏名及び住所、電話番号

申し込み先 : 国際課 HP 申し込みフォーム

その他 : 傍聴の申し込みは先着順で行い、定員になり次第、受付を終了する。

※なお、傍聴の申し込み又は当日受付において記入した個人情報は、傍聴人整理の目的以外には使用しない。

(2) 懇話会当日は、名簿に氏名及び住所を記入し、許可を得たうえで、係員の指示に従って会場に入室し、所定の席に着席する。

(3) 傍聴の定員は原則として5名とする。

2 懇話会を傍聴する場合の遵守事項

(1) 懇話会中は、静粛にし、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。

(2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。

(3) 談話をし、又は騒ぎ立てるなど懇話会の妨害となる行為をしないこと。

(4) 飲酒又は喫煙をしないこと。

(5) 写真撮影、録画、録音を行わないこと。ただし、許可を得た場合はこの限りではない。

(6) 携帯電話を使用しないこと。

(7) 懇話会の途中で、非公開の決定がされた場合は、速やかに退出すること。

(8) その他会場の秩序を乱し、懇話会の支障となる行為をしないこと。

3 懇話会の秩序の維持

(1) 傍聴者は、傍聴に当たっては係員の指示に従うこと。

(2) 傍聴者が遵守事項を守らない場合、座長は退室を命じることができる。

(3) 退室を命じられた傍聴者が、次回以降の懇話会に傍聴を希望した場合は傍聴を許可しないことができる